# 第16期定時株主総会招集ご通知に際しての
# インターネット開示事項

## 個　別　注　記　表
## 計算書類に係る会計監査人の監査報告
## 監査役会の監査報告

（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

**株式会社エフ・コード**

上記事項は、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

（アドレス https://f-code.co.jp/）

# 個 別 注 記 表

## Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産……定率法

ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 10～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |

（2）無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

2．引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）繰延資産の処理方法

株式交付費　　支出時に全額費用処理しております。

（2）外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（3）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

**（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）**

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

**（損益計算書）**

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「ポイント収入額」（前事業年度78千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

## Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額　　33,999千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると判断された範囲内で計上しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としており、当該事業計画における主要な仮定は、主要な事業ごとの売上高及び全社の売上総利益であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## Ⅳ．追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大状況について、今後の収束時期を明確に予測することは困難な状況であります。当事業年度の計算書類作成日現在においては、当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性は少ないものと想定しております。このような状況のもと、現時点において入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

当社では、今後の動向による影響について引き続き注視してまいります。

## Ⅴ．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　15,655千円

## Ⅵ．株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 6,294 | 2,042,806 | － | 2,049,100 |

（注１）当社は2021年９月14日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。

（注２）普通株式の増加株式数2,042,806株は、主に、株式分割により1,942,603株、新規上場に伴う公募増資により100,000株がそれぞれ増加したことなどによるものです。

2．当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式　　25,800株

## Ⅶ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 未払賞与 | 1,880千円 |
| 未払事業税 | 2,606千円 |
| 減価償却費 | 30,938千円 |
| 貸倒引当金 | 1,089千円 |
| 繰越欠損金 | 49,192千円 |
| その他 | 1,148千円 |
| 繰延税金資産小計 | 86,856千円 |
| 評価性引当額 | △52,857千円 |
| 繰延税金資産合計 | 33,999千円 |

## Ⅷ. 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を銀行借入等により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引については、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、新規取引時の与信検討及びその後のモニタリングによりリスク低減を図っています。また、外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るもの及び営業保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金については、一部が変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び販売管理・債権管理規程に従い、財務経理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。また、変動金利による借入金については、定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、利益計画に基づき財務経理部が適時に資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２）をご参照ください。)。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 601,577 | 601,577 | ― |
| (2) 売掛金 | 137,076 | 137,076 | ― |
| 資産計 | 738,654 | 738,654 | ― |
| (1) 買掛金 | 65,376 | 65,376 | ― |
| (2) 未払金 | 40,344 | 40,344 | ― |
| (3) 長期借入金（※） | 178,030 | 184,096 | 6,066 |
| 負債計 | 283,751 | 289,818 | 6,066 |

（※）１年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 敷金及び保証金 | 21,368 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超<br>５年以内 | ５年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 601,483 | ― | ― | ― |
| 売掛金 | 137,076 | ― | ― | ― |
| 合計 | 738,560 | ― | ― | ― |

（注４）長期借入金の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超<br>２年以内 | ２年超<br>３年以内 | ３年超<br>４年以内 | ４年超<br>５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 長期借入金 | 32,184 | 115,196 | 12,120 | 8,620 | 6,120 | 3,790 |

## Ⅸ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　240円03銭

１株当たり当期純利益　（※）　78円56銭

（※）　当社は2021年９月14日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

## X．重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行)

当社は2021年11月19日及び2021年12月７日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議し、2022年１月19日に払込が完了いたしました。この結果、資本金は263,592千円、発行済株式総数は2,073,000株となっております。

| | |
|---|---|
| ①発行する株式の種類及び数 | ：普通株式23,900株 |
| ②払込金額 | ：１株につき 1,581円 |
| ③割当価格 | ：１株につき 1,858.40円 |
| ④資本組入額 | ：１株につき 929.20円 |
| ⑤割当価額の総額 | ：44,415千円 |
| ⑥資本組入額の総額 | ：22,207千円 |
| ⑦払込期日 | ：2022年１月19日 |
| ⑧割当先 | ：株式会社SBI証券 |
| ⑨資金の使途 | ：①事業の拡大に伴う人材基盤の拡充のための採用費及び人件費、②サービス認知度の向上及び顧客基盤拡大のための広告宣伝費及び代理店等への販売手数料、③サービスの追加機能開発などのソフトウェア開発費用に充当する予定であります。 |

(事業の譲受)

当社は、2022年２月１日開催の取締役会において、株式会社コミクスが行うSaaS事業（EFO CUBE事業、chroko事業、Butterfly事業、Growth Hack LTV事業）を当社が譲受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結して、2022年２月28日付で事業の譲受をいたしました。

１．企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

① 相手企業の名称　　株式会社コミクス

② 取得した事業の内容　SaaS事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は急速な成長を続けるDX・デジタルマーケティング領域において、CX SaaS「CODE Marketing Cloud」及びその蓄積データをコアとしたプロフェッショナルサービスの提供を行っております。

今回、株式会社コミクスよりSaaS事業を譲り受けることにより、顧客企業への提供プロダ

クト及びサービスの拡大とCXデータの質及び量の増強が可能となり、更なる顧客満足度の向上と取引の拡大が実現するものと見込んでおります。また、当社が有するSaaS事業・デジタルマーケティング事業における知見を活用し、サービス間の相互補完や当社既存顧客への獲得サービスの提供・譲受事業の顧客への当社既存サービスの提供等を行うことによるシナジー効果も期待されます。

これらを総合的に勘案した結果、当社のより一層の収益性の向上や競争力の強化に資するものと判断したため、事業の譲受を行うことといたしました。

(3) 企業結合日

2022年２月28日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受け

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価としてSaaS事業を譲受けたためであります。

２．取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|---|---|---|
| 取得の対価 | 現金 | 300,000千円 |
| 取得原価 | | 300,000千円 |

なお、取得の対価については、相手先との間で事業譲渡前及び事業譲渡後の誓約事項と譲渡対価の調整に関する合意がなされており、当該事業の契約上の地位及び権利義務の承継や売上高の状況等に応じて減額調整される可能性があります。

また、取得の対価のうち、164,064千円は企業結合日に支払っており、75,935千円は2022年６月末日まで、60,000千円は2023年３月末日までの支払いをそれぞれ予定しております。

３．主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等（概算額）　2,700千円

４．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

５．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年３月７日

株式会社エフ・コード
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢治　博之
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯塚　徹

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エフ・コードの２０２１年１月１日から２０２１年１２月３１日までの第１６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は２０２２年２月１日開催の取締役会において、株式会社コミクスが行うＳａａＳ事業を譲受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結して、２０２２年２月２８日付で事業の譲受をしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の基本方針、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の基本方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月7日

株式会社エフ・コード　監査役会

| | | |
|---|---|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 今村　元太 | 印 |
| 監査役（社外監査役） | 梅澤　康二 | 印 |
| 監査役（社内監査役） | 山岡　佑 | 印 |

以上